

公 告

保税蔵置場の許可期間の更新について、関税法第42条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和8年3月16日

長崎税関長 酒井 健太郎

記

- 1 被許可者の名称及び住所
株式会社ニチレイ・ロジスティクス九州
福岡県福岡市東区東浜二丁目85-19
- 2 保税蔵置場の名称及び所在地
株式会社ニチレイ・ロジスティクス九州
鹿児島埠頭物流センター 保税蔵置場
鹿児島県鹿児島市南栄4丁目33番地
- 3 更新した期間
自 令和 8年 4月 1日
至 令和 14年 3月 31日